

# 利用上の注意

## 1 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的としています。

## 2 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施しています。

## 3 調査の期日

2020年工業統計調査は、令和2年6月1日現在で実施しました。

事業所数及び従業者数については令和2年6月1日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については令和元年1年間の実績により調査しています。

## 4 調査の範囲・対象

日本標準産業分類の「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属するものを除く）で、従業者4人以上の事業所を対象としています。

## 5 調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票 甲」、従業者4人以上29人以下の事業所については「工業調査票 乙」を用い、報告者（事業所の管理責任者）が自ら調査票に記入する方法（自計報告）により調査を行っています。

## 6 集計の範囲

各数値は、従業者が4人以上の事業所について集計したものです。ただし、有形固定資産投資総額など、従業者30人以上の事業所のみ調査を行っている項目は、従業者30人以上の事業所についての集計となっています。

なお、調査日時点での操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所は集計から除外しています。

## 7 集計項目の定義

### (1) 事業所数

令和2年6月1日現在の数値です。

### (2) 従業者数

令和2年6月1日現在の数値です。

従業者とは、以下のアからクまでに該当するものをいいます。

本統計表でいう従業者数は、次の算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいいます（臨時雇用者数は含まれません）。

$$\begin{aligned} \text{従業者数} = & \text{ 個人業主及び無給家族従業者} + \text{ 有給役員} + \text{ 常用雇用者} \\ & - \text{ 送出者} + \text{ 出向・派遣受入者} \end{aligned}$$

#### ア 個人業主及び無給家族従業者

「個人業主」とは、個人経営の事務所で、その事業所を経営している人をいいます。

「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいいます。ただし、手伝い程度のものは含まれません。

#### イ 有給役員

事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいいます。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当します。

#### ウ 常用雇用者

常用雇用者とは次のいずれかの従業者をいい、「正社員・正職員」及び「パート・アルバイト等」に分けられます。

(ア) 期間を決めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇われている人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも、上記に当てはまる場合は「常用雇用者」に含まれます。

(イ) 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払を受けている人。

(ウ) 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主とするが、個人業主としなかった他の人。

#### エ 正社員・正職員

常用雇用者のうち「正社員」、「正職員」として処遇している人をいいます。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。

#### オ パート・アルバイト等

常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など、「正社員・正職員」以外の人をいいます。

#### カ 臨時雇用者

「常用雇用者」に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人など）をいいます。

#### キ 送出者

「個人業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」に該当する人のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいいます。

#### ク 出向・派遣受入者

別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいいます。

### (3) 現金給与総額

令和元年1年間に、常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与額等との合計です。

その他の給与額等とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係わる支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている人に対する負担額などをいいます。

#### < 集計上の定義 >

「現金給与総額」の内訳のうち、「常用雇用者」は、従業者30人以上の事業所の「常用雇用者のうち雇用者に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」と、従業者4～29人の事業所の「現金給与総額」の合計です。

「その他」は、従業者30人以上の事業所の「その他の給与額」の合計です。

#### (4) 原材料使用額等

令和元年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含みます。

$$\begin{aligned} \text{原材料使用額等} = & \text{ 原材料使用額} + \text{ 燃料使用額} + \text{ 電力使用額} + \text{ 委託生産費} \\ & + \text{ 製造等に関連する外注費} + \text{ 転売した商品の仕入額} \end{aligned}$$

##### ア 原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含みます。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

##### イ 燃料使用額

生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいいます。

##### ウ 電力使用額

購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まれません。

##### エ 委託生産費

原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃です。

##### オ 製造等に関連する外注費

生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係わる支払額、委託生産額などの外注費は含まれません。

##### カ 転売した商品の仕入額

令和元年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額です。

#### < 集計上の定義 >

原材料使用額等のうち原材料使用額は、従業者4～29人の事業所の「原材料、燃料、電力使用額、委託生産費（外注加工費）、製造等に関連する外注費、転売した商品の仕入額の合計金額」と、従業者30人以上の事業所の「原材料使用額」の合計です。

一方、燃料使用額、電力使用額、委託生産費（外注加工費）、製造等に関連する外注費、転売した商品の仕入額は、従業者30人以上の事業所の数値です。

#### (5) 製造品出荷額等

令和元年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含みます。

$$\begin{aligned}\text{製造品出荷額等} &= \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} \\ &\quad + \text{くず廃物の出荷額} + \text{その他収入額}\end{aligned}$$

#### ア 製造品出荷額

その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、令和元年中にその事業所から出荷した場合の額です。

なお、本市の統計表における製造品出荷額には、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額を含みます。

また、次のものも製造品出荷に含まれます。

- (ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- (イ) 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
- (ウ) 委託販売に出したものの（販売済みでないものを含み、平成30年中に返品されたものを除く）

#### イ 加工賃収入額

令和元年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

#### ウ その他収入額

製造品出荷額及び加工賃収入額以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいいます。

### (6) 単位あたりの製造品出荷額等

#### 1 事業所あたりの製造品出荷額等

$$1 \text{ 事業所あたりの} = \frac{\text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額})}{\text{事業所数}}$$

##### 注1 推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税

平成29年調査から「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものです。

##### 注2 推計消費税額

推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています。

### (7) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものです。原材料を他に支給して製造される委託生産品を含んでいます。

< 集計上の定義 > 従業者30人以上の事業所のみの数値です。

## (8) 生産額

ア 従業者30人以上

$$\text{生産額} = \text{製造品出荷額} + \text{加工貢収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額})$$

イ 従業者4人以上29人以下

在庫額を調査していないため、**生産額=製造品出荷額+加工貢収入額**としています。

## (9) 付加価値額

ア 従業者30人以上

$$\text{付加価値額} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末在庫額} - \text{半製品及び仕掛品年初在庫額}) \\ - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額}) \\ - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

イ 従業者4人以上29人以下

在庫額及び減価償却額を調査していないため、**付加価値額=粗付加価値額**としています。

## (10) 粗付加価値額

$$\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} \\ - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額}) \\ - \text{原材料使用額等}$$

## (11) 付加価値率

$$\text{付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額})} \times 100\% (%)$$

## (12) 有形固定資産

令和元年1年間における数値であり、帳簿価額によります。

ア 有形固定資産の取得額等

有形固定資産の取得額等には次の区分があります。

(ア) 土地

(イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

(ウ) 機械及び装置（附属設備を含む）

(エ) その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等）

イ 有形固定資産の除却・売却による減少額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額をいいます。

ウ 年末現在高

$$\text{年末現在高} = \text{年初現在高} + \text{取得額} - \text{除却額} - \text{減価償却額}$$

## エ 有形固定資産の投資総額

$$\text{投資総額} = \text{有形固定資産取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減 (増加額 - 減少額)}$$

< 集計上の定義 >

有形固定資産に関連する各項目は、従業者30人以上の事業所のみの数値です。

## (13) 工業用地

敷地面積は、令和元年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。

< 集計上の定義 >

工業用地（敷地面積）は、従業者30人以上の事業所のみの数値です。

## (14) 工業用水

工業用水とは、事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む）をいい、1日当たり用水量とは、令和元年1年間に使用した工業用水の総量を令和元年の操業日数で割ったものをいいます。

ア 公共水道 県又は市によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水をいいます。

(ア) 工業用水道 飲用に適さない工業用水に供給する水道（工業用水道）から取水した水をいいます。

(イ) 上水道 一般の水道のことで、飲用に適する水道（上水道）から取水した水をいいます。

イ 井戸水 浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいいます。

ウ その他の淡水 「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいいます。

例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水等です。

< 集計上の定義 >

工業用水に関連する各項目は、従業者30人以上の事業所のみの数値です。

## 8 統計表中の産業中分類名

本報告書において産業中分類名は略称で表示している場合があります。略称については次のとおりです。

09 食料	… 食料品製造業	21 窯業	… 窯業・土石製品製造業
10 飲料	… 飲料・たばこ・飼料製造業	22 鉄鋼	… 鉄鋼業
11 繊維	… 繊維工業	23 非鉄	… 非鉄金属製造業
12 木材	… 木材・木製品製造業(家具を除く)	24 金属製品	… 金属製品製造業
13 家具	… 家具・装備品製造業	25 はん用機器	… はん用機械器具製造業
14 紙製品	… パルプ・紙・紙加工品製造業	26 生産用機器	… 生産用機械器具製造業
15 印刷	… 印刷・同関連業	27 業務用機器	… 業務用機械器具製造業
16 化学	… 化学工業	28 電子部品	… 電子部品・デバイス・電子回路製造業
17 石油	… 石油製品・石炭製品製造業	29 電気機器	… 電気機械器具製造業
18 プラスチック	… プラスチック製品製造業 (別掲を除く)	30 情報機器	… 情報通信機械器具製造業
19 ゴム	… ゴム製品製造業	31 輸送機	… 輸送用機械器具製造業
20 なめし革	… なめし革・同製品・毛皮製造業	32 その他	… その他の製造業

## 9 工業統計調査用産業分類

(1) 工業統計調査用産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠していますが、例外については、次のとおりです。

工業統計調査用産業分類	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業（1421 洋紙製造業、1423 機械すき和紙製造業を統合）	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

(2) 「中分類18プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりです。

分類	製造品名	分類	製造品名
13	家具・装備品	325	がん具・運動用具
1521	プラスチック製版	326	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品
1695	写真フィルム（乾板を含む）	3271	漆器
2051	手袋	3282	畳
215	耐火物	3283	うちわ・扇子・ちょうちん
2179	と石	3284	ほうき・ブラシ
2199	模造真珠	3285	喫煙用具（貴金属・宝石製除く）
2531	歯車	3289	洋傘・和傘・同部分品
2739	目盛りのついた三角定規	3289	魔法瓶
2741	注射筒	3292	看板・標識機
2744	義歎	3293	パレット
322	装身具・装飾品・ボタン・同関連品 (貴金属・宝石製を除く)	3294	モデル・模型
3229	かつら	3295	工業用模型
3231	時計側	3296	レコード
324	楽器	3297	眼鏡

## 10 統計表中の符号の用法

「0」、「0.0」 … 端数四捨五入による単位未満のもの

「-」 ..... 該当数値のないもの

「...」 ..... 数値不詳

「△」 ..... 負数

「X」 ..... 1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるので秘匿した箇所です。また、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表しています。

ただし、工業統計調査の結果における従業者数の取扱いについては、秘匿を解除することができることとなったため、従業者数の秘匿は行いません。

## 11 過去の調査結果と比較する際の留意事項

次の事由により、時系列比較の上で、厳密には各数値について連結しない部分があります。

また、一部の年において、「経済センサスー活動調査」の結果を用いているため、数値の比較や解釈に際しては御留意ください。

### (1) 平成23年、平成28年の数値について

平成23年、平成28年の数値は、「経済センサスー活動調査」の実施により、工業統計調査が中止されましたので、「経済センサスー活動調査」の調査結果を、工業統計調査の範囲に

合わせるため、以下の全てに該当する製造事業所の数値を集計したものです。

- ・従業者4人以上の事業所であること
- ・管理、補助的な経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

なお、平成28年の数値において、事業所数、従業者数以外の数値については、個人経営調査票による調査分を含まないなど、厳密には工業統計の数値と連結しない部分があります。

## (2) 調査期日及び調査年の変更について

平成26年以前の工業統計調査では、同年の12月31日を調査期日とし、経理事項については同年1年間の実績により調査をしています。

また、平成24年経済センサス活動調査は、同年の2月1日を調査期日とし、経理事項については、前年1年間の実績により調査をしています。

平成29年以降の工業統計調査及び平成28年経済センサス活動調査は、同年の6月1日を調査期日とし、経理事項については、前年1年間の実績により調査をしています。

## 12 掲載数値について

- (1) 統計表及び本文中の表の数値は、単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計や、前年比較において一致しないことがあります。
- (2) 統計表及び本文中の「(令和)元年実績」の表記は、平成31年1月1日から令和元年12月31日における1年間の実績を指します。
- (3) この報告書の数値は、経済産業省から公表される数値と相違する場合があります。

## 13 ホームページへの掲載について

この報告書の内容は「横浜市統計情報ポータル」の「主な統計調査結果」に掲載しています。このサイトからは、統計表をExcelファイル及びPDFファイルでダウンロードすることができますので、この報告書と併せて御活用ください。

< 横浜市統計情報ポータル >

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/tokei-chosa/portal/>